

米子市要介護認定調査システム導入業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、米子市要介護認定調査システム導入業務委託公募型プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

米子市要介護認定調査システム導入業務（以下「本業務」という。）

(2) 履行場所

米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所福祉保健部長寿社会課

(3) 業務内容

ア 備品調達業務

イ 要介護認定調査システム構築及び保守業務

詳細は、別紙1「米子市要介護認定調査システム導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）及び別紙2「機能要件一覧」のとおり

(4) 履行期間

ア システム構築期間（予定）：契約締結日から令和7年2月28日まで

イ システム運用及び保守期間（予定）：令和7年3月1日から令和9年3月31日まで

(5) 提案上限額

金20,182,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ア 提案上限額は、上記のとおりとするが、次のとおり区分して算出するものとする。

（ア）備品調達費用

（認定調査用のタブレット及びシステム運用に必要となるソフトウェア、パソコン、プリンタ等の調達に要する費用）

（イ）要介護認定調査システム構築、運用及び保守費用

（備品調達費用以外のシステム構築、運用及び保守に要する費用）

イ 通信費がかかる分については、その費用も計上すること。

ウ 上記ア（イ）に要する費用は、令和9年3月31日までに必要となる金額とし、令和6年度～令和8年度の各年度に分けて算出するものとするが、この費用の支払いは、年度ごとではなく、令和6年度での一括払いとする。

エ 提案上限額を超過した場合は、失格とする。また、上記提案上限額は契約時の予定額を示すものではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であるこ

と。

- (2) 米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 納付すべき国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6) 他の自治体において、本業務と同種又は類似業務を処理した実績を有すること。
- (7) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマークの認証を受けていること。

4 スケジュール

実施項目	実施期間又は期限
実施要領等の公表	令和6年7月2日（火）
質問書の提出期間	令和6年7月2日（火）から 令和6年7月9日（火）午後5時まで
質問書の回答公開	令和6年7月11日（木）までに公開
参加申込書の提出期間	令和6年7月2日（火）から 令和6年7月16日（火）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	令和6年7月18日（木）
企画提案書等の提出期間	令和6年7月18日（木）から 令和6年7月29日（月）午後5時まで
参加辞退届の提出期限	令和6年7月29日（月）
参加資格通知	令和6年8月1日（木）
プレゼンテーション	令和6年8月9日（金）予定 ※変更の場合あり
選定結果通知	令和6年8月中旬

5 質問書の提出及び回答

実施要領及び仕様書の内容に質問がある場合は、次のとおり質問書（様式第1号）を提出すること。

(1) 提出期間

令和6年7月2日（火）～令和6年7月9日（火）午後5時まで

(2) 提出方法及び提出先

事務局宛に電子メールにより提出。メールの件名を「プロポーザル質問書（要介護認定調査システム）」とし、送信後に事務局へ電話で受信確認を行うこと。

- ・事務局：米子市福祉保健部長寿社会課 介護保険第一担当

0859-23-5542

- ・E-mail：choju@city.yonago.lg.jp

(3) 質問への回答

令和6年7月11日（木）までに本市ホームページに回答を掲載する。

(4) その他

- ・電話等での個別の質問対応は行わない。
- ・質問に対する回答は、実施要領及び仕様書等の追加又は修正事項とみなす。
- ・回答に対する再質問は受け付けない。

6 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第2号）
- イ 会社概要書（様式第3号）・・・・・・会社概要パンフレットを添付すること。
- ウ 業務実績調書（様式第4号）
- エ 業務実施体制調書（様式第5号）
- オ 誓約書兼同意書（様式第6号）
- カ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証登録証の写し、又はプライバシーマーク登録書の写し

(2) 提出部数 2部（原本1部、写し1部）

(3) 提出期限 令和6年7月16日（火）午後5時まで

(4) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、平日の開庁時間内に提出すること。郵送の場合は、簡易書留で期限内の必着とする。）

(5) 提出先 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎1階 米子市福祉保健部長寿社会課 介護保険第一担当

7 参加資格確認結果の通知

令和6年7月18日（木）に、本市から電子メールにて参加申込者に通知する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

No	提出書類の中身	様式	部数	注意事項
1	企画提案書等提出届	様式第8号	2部（原本1部、写し1部）	・仕様書及び審査項目を踏まえた内容とすること。
2	企画提案書	任意	8部（原本1部、写し7部）	

				・提案は1者につき、1提案とする。
3	導入スケジュール	任意	8部（原本1部、写し7部）	・システム稼働までの流れが詳細に分かるように作成すること。
4	機能要件一覧	別紙2	8部（原本1部、写し7部）	・標準機能として機能を有している場合は「○」を記入。 ・カスタマイズ及び代替案の場合は「△」とし、「備考」欄に対応内容を記載し、あわせて、有償対応の場合は「対応に係る追加費用」欄に追加費用額を記入すること。なお、備考欄に記載がない場合は、「×」として取り扱うものとする。 ・対応できない場合は「×」を記入。
5	見積書	様式第9号	8部（原本1部、写し7部）	・見積書は、「2 業務の概要（5）提案上限額に記載のア（ア）及びア（イ）それぞれ別に記載すること。
6	見積内訳明細書	任意	8部（原本1部、写し7部）	・機能要件一覧（別紙2）で「有償対応」としたものは、見積額に含めることとし、必ずその金額が分かるように記載すること。

（2）留意事項

- ・A4判（A3判折り込みは可）とすること。
- ・提出書類のうち、No. 1とNo. 2については、表紙を付け一つにまとめ、長辺側で綴じ、インデックスシールを用いるなど、見やすいものとする。
- ・文字ポイント数は10ポイント以上とすること。ただし、図や表に関してはその限りでない。
- ・専門知識を持たない者も容易に理解できるよう、できるだけ平易な表現とすること。
- ・前記提出書類の各項目について、本実施要領、仕様書（別紙1）に示す内容以外でも、本市にとって有益と思われることは、積極的に記載・提案すること。

（3）提出期限 令和6年7月29日（月）午後5時まで

※提出期限後の追加の提出及び差替えは、認めないものとする。

（4）提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、平日の開庁時間内に提出すること。郵送の場合は、簡易書留で期限内の必着とする。）

（5）提出先 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎1階
米子市福祉保健部長寿社会課 介護保険第一担当

9 参加辞退届の提出

参加申込書の提出後に、参加辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を令和6年7月29日

(月)までに事務局へ持参又は郵送すること(持参の場合は、平日の開庁時間内に提出すること。郵送の場合は、簡易書留で期限内の必着とする。)

10 一次審査(書類審査)

市は提出された企画提案書等の審査を行い、仕様書等の要件を満たしていないと認めたときは、当該参加申込者を失格とする。また、参加申込者が4者以上の場合は、米子市要介護認定調査システム導入業務委託公募型プロポーザル審査要領(以下「審査要領」という。)に基づき企画提案書等の書類審査を行い、参加者を3者に選定する。

11 参加資格通知

市は、一次審査の結果を、令和6年8月1日(木)までに参加申込者宛にメールにて通知する。なお、一次審査で落選した参加申込者に対しては、速やかにその旨を書面により通知する。

12 二次審査(プレゼンテーション審査)

(1) 実施日

令和6年8月9日(金)予定(時間は、参加資格通知に記載)

(2) 場所

米子市役所内 会議室(詳細については、参加資格通知に記載)

(3) 内容

プレゼンテーション30分以内(準備・片付けを除く)、ヒアリング15分程度とする。

(4) その他

- ・参加者側の出席者は、3名以内とする。なお、本業務に精通し、実際に本業務に携わる者の参加を必須とする。
- ・プレゼンテーションは、事前に提出した資料又は導入するシステムの実演により行うこと。
- ・プレゼンテーションに際し、必要な機器(プロジェクターとスクリーン)と電源は本市が用意するが、その他の機器(パソコン等)は参加者側で用意すること。
- ・インターネットを利用したプレゼンテーションを行う場合は、参加者側で通信手段を確保すること。

13 優先交渉権者の選定

別紙審査要領に基づき、企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容から評価し、一次審査の評価点と二次審査の評価点を合算した総合評価点の最も高い参加者を優先交渉権者、次点の者を次点交渉権者として決定する。合計点数が同点の場合は、見積額の最も低い者を優先交渉権者とする。

市は、優先交渉権者と合意に向けた協議を行い、協議が調わない場合は、優先交渉権者との協議を打ち切り、次点者と協議を行う。

なお、参加申込者が1者のみの場合は、採点の平均点が6割以上であれば、優先交渉権者とする。

14 選定結果通知

選定結果は、すべての参加者に対して個別に通知する。なお、選定結果に関する一切の事項について、質問、説明請求、意見等は受け付けない。

15 業務内容の事前打ち合わせ及び契約

本市は、優先交渉権者又は次点者と企画提案書を基に協議をし、業務内容を確定させた上で、契約を締結するものとする。この場合において、本市は、確定させた業務内容に係る見積書を徴取し、予定価格の範囲内の見積額があったときに、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

16 失格事由

- (1) 提出書類の確認により、資格参加要件を満たしていないことが認められたとき。
- (2) 定められた期間内に提出書類等が提出されなかったとき。
- (3) 提出書類等の記載内容に著しく不備があるとき、又は不正若しくは虚偽の記載があったと認められるとき。
- (4) 参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (5) 本プロポーザルの関係者及び選定委員への接触や他の参加者との謀議など、審査及び選定に影響を及ぼす恐れのある不正若しくは悪質な行為、又は疑惑を招く行為を行ったとき。
- (6) 定められたプレゼンテーションに参加しなかったとき。

17 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用については、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申込書、企画提案書その他提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の分割提出及び提出後の差し替えは認めない。
- (4) 提出書類は、事業者選定に伴う作業の範囲内において、複製を作成する場合がある。
- (5) 提出書類の著作権は、参加者に帰属するが、本市が本件の選定の公表等に必要な場合には、本市は、提出書類の著作権を無償で利用できるものとする。
- (6) 提出書類は、米子市情報公開条例に定めるところにより、その全部又は一部を公開する場合がある。

18 事務局

- ・所在地 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地
米子市福祉保健部長寿社会課 介護保険第一担当
- ・電話 0859-23-5542 (直通)
- ・E-mail choju@city.yonago.lg.jp